明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（厚生労働一八）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、型式適合認定関係　五五
地方公共団体
行旅死亡人関係　五七
会社その他
会社決算公告　五七

告示

○厚生労働省告示第十八号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第七条及び第八条第二項の規定に基づき、国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月一日から適用する。

平成二十五年二月五日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一条第一号中「平成二十五年三月」を「平成二十六年三月」に改め、同条第二号中「平成二十四年六月」を「平成二十五年六月」に改め、同条第三号中「平成二十五年三月」を「平成二十六年三月」に改め、同条第四号中「平成二十四年六月」を「平成二十五年六月」に改め、同条第五号中「平成二十五年三月」を「平成二十六年三月」に改め、同条第六号中「平成二十四年六月」を「平成二十五年六月」に改め、同条第七号及び第十号中「平成二十五年三月」を「平成二十六年三月」に改める。

第二条第二項中「すべての」を「全ての」に改める。

第三条第二項中「すべての」を「全ての」に改め、同条第三項中「平成二十五年三月」を「平成二十六年三月」に、「すべての」を「全ての」に改める。

第四条第二項中「すべての」を「全ての」に改め、同条第三項中「平成二十五年三月」を「平成二十六年三月」に、「すべての」を「全ての」に改める。

第五条第二項中「すべての」を「全ての」に改め、同条第三項中「平成二十五年三月」を「平成二十六年三月」に、「すべての」を「全ての」に改める。

第六条第二項中「すべての」を「全ての」に改め、同条第三項中「平成二十五年三月」を「平成二十六年三月」に、「すべての」を「全ての」に改める。

第七条第二項中「平成二十五年三月」を「平成二十六年三月」に、「すべての」を「全ての」に改める。

第八条第二項中「平成二十五年三月」を「平成二十六年三月」に、「すべての」を「全ての」に改める。

別表第一から別表第四十三までを次のように改める。

別表第一（第二条第一項関係）〔１年間の保険料を前納する場合〕

前納する月	平成25年４月
前納額	177,280円

別表第二（第二条第一項関係）〔６月間の保険料を前納する場合〕

前納する月	平成25年４月から平成25年10月までの月
前納額	89,510円

別表第三（第二条第二項関係）〔平成26年３月までの期間の全ての保険料を前納する場合〕

前納する月	平成25年											平成26年	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	191,680円	177,280円	162,770円	148,210円	133,610円	118,950円	104,250円	89,510円	74,710円	59,870円	44,970円	30,030円	15,040円